



東京労働保険事務組合について

東京労働事務組合は発足より一貫して
中小事業主様に寄り添っています。
プロが面倒で難しい事務作業を全て代行します。

労働保険事務組合とは？



中小企業事業主

保険料の申告や納付など
負荷や専門性の高い業務

事務委託



労働保険事務組合

労働保険の
事務手続きを代行します

行政機関の手続き代行

公共職業安定所
労働基準監督署

事業主や事務担当者の負担の軽減ができます。

事業主が労災保険に加入するには事務組合の所属が必須です。
社労士や行政書士に依頼しても特別加入はできません。



労働保険の加入手続きについて
全国対応しています。

TEL. 03-5904-9951

お気軽にお問い合わせください。

労働保険事務組合に加入すると？

① 労災保険に加入できない事業主
家族従事者も特別加入することができる

② 労働保険料の申告・納付等
事務処理負担を軽減できる

③ 労働保険料の額にかかわらず
労働保険料を3回に分割納付できる

※ 労働保険事務組合に委託していない場合は、概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)を超えないと分割納付できません)



特別加入について

労災特別保険に未加入の事業主が、万が一事故に遭われた場合、特別加入に未加入であれば休業補償や治療費などの補償が得られません。加入していれば、下記の給付が受けられます。

① 療養(補償)給付

通勤途上・業務上の「ケガ」「病気」について
治るまで、必要な治療費が無料で受けられます。

② 休業(補償)給付

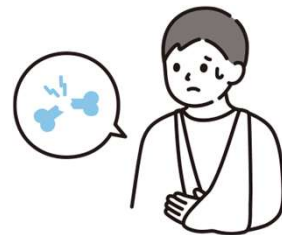
治療のために休業4日目から、休業1日につき
給付基礎日額の60%と特別支給金の20%を
合わせて80%が支給されます。

③ 障害(補償)給付

傷病が治癒し、身体に障害が残った場合に
8級～14級は一時金
1級～7級は年金が支給されます。

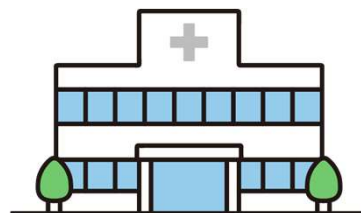
④ 遺族(補償)給付

遺族に年金又は一時金が支給されます。



特別加入の保険料について

年間保険料は厚生労働省で定められており
どの労働保険事務組合でも一律になります。
また下記は一例となります。



給付基礎日額	年間保険料 (料率が3の場合※1)
25,000円	27,375円
20,000円	21,900円
10,000円	10,950円
5,000円	5,475円
4,000円	4,380円
3,500円	3,831円

※1 料率は業種によって変わり、料率3は平均的な数値になります。
詳細はお問い合わせください。

■ 休業補償の一例

給付基礎日額10,000円のご加入者が20日間休業した場合

・休業補償

業務中の傷病により、4日以上休業した場合
休業4日目以降、給付日額の60%が支給されます。

① $10,000円 \times 60\% = 6,000円$

② $6,000円 \times (20日 - 3日) = 102,000円$

休業4日目からが給付対象の為、(3日目までは対象外)
支給額は、102,000円になります。

・特別給付金

また休業補償には『特別支給金』がございます。
休業補償と同様に休業4日目から支給されます。
給付基礎日額の20%相当が支給されます。

① $10,000円 \times 20\% = 2,000円$

② $2,000円 \times (20日 - 3日) = 34,000円$

特別給付金は34,000円になります。

この場合、支給額は136,000円になります。

休業補償 102,000円 特別給付金 34,000円



労働災害の事例

- ①調理中に火傷をしてしまった
- ②不注意で事務所の階段から転落
- ③長時間労働の結果、うつ病に罹る

事業者は安全配慮義務があります。
労働者に対して産業医による面談を含めた
生命や身体の安全を確保して働くための
配慮をしなければいけません。

労働保険で支給されるもの

労働保険について、下記の給付がございます。
給付金額は、事業者様の事業内容や業種
保険内容によって異なる為、詳細は
個別でご説明させていただきます。



- ・休業補償給付
- ・療養補償給付
- ・障害補償給付
- ・遺族補償給付
- ・傷病補償給付
- ・介護補償給付
- ・葬祭料、葬祭給付

事務組合の費用について

従業員数	事務組合会費
5名未満	96,000円/年
10名未満	126,000円/年
20名未満	156,000円/年
30名未満	186,000円/年
40名未満	216,000円/年
50名未満	246,000円/年
50名以上	10名毎に20,000円増

保険料の算定・申告等、事務組合業務の費用です。

※入会金30,000円(入会時のみ)

※建築業は上記費用の50%増になります。

人事労務のご相談・アドバイス

入退社時の労働保険・社会保険の各種手続き

給与計算は、社労士の業務になります。

当組合では、東京社労士事務所と

業務提携している為

顧問社労士のご紹介が可能です。

助成金や補助金の申請サポートも

対応しております。是非、ご相談ください。



ご加入者の声

(大手中食チェーン店 FC店様)

創業時に社労士の紹介で東京労働保険事務組合に
加入しました。
行政機関の手続き代行だけでなく助成金サポート
や色々な経営課題の解決にアドバイスを頂き
とても助かっています。



当事務組合について

代表理事 鮫島 宏 理事 渡邊 健城
その他、経験豊富なスタッフにて
事業者様をサポートさせて頂いています。

お気軽にご相談いただければと思います。



〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-21-13
ウェストパークタワー池袋 2103
TEL. 03-5904-9951 FAX. 03-5904-9904

労働保険事務組合 認可証明書



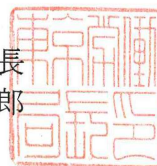
労働保険事務組合にかかる認可証明書

整理番号 13-6742
名称 東京労働保険事務組合
所在地 豊島区西池袋3-21-13
ウエストパークタワー池袋2103
代表者 鮫島 宏
電話番号 03-5904-9951
認可年月日 昭和50年8月1日

上記団体については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条及び同施行規則第1条第2項の規定による労働保険事務組合として東京労働局長の認可を受けていることを証明します。

東労発徴0313第1号
令和6年3月13日

東京労働局長
美濃 芳郎



労働保険事務組合 認可証明書

令和6年3月15日

東京労働保険事務組合
会長 鮫島 宏 殿

東京労働局 労働保険徴収部
適用・事務組合課 事務組合室長

労働保険事務組合の認可に係る遵守事項について

労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の認可を受けた団体は、その事業を健全かつ適正に行うよう管理する責任がありますが、従前来の貴団体は、その責務を十分に果たせるような体制にはありませんでした。

今後、貴団体が事務組合としての事業を健全かつ適正に運営し、事務組合の責任を果たすべく、特に重要となる下記事項について、改めて遵守するよう通知します。

記

1 事務組合事業の健全な運営及び管理

事務組合の事業は会則等に定められた事業の一環として行われるものであり、それらが健全に運営されるよう管理し、構成員の総意による団体運営が行われるようすること。〔労働保険の保険料の徴収に関する法律（以下「法」という。）33条及び認可基準〕

2 事務組合としての責任

委託事業主から、労働保険関係法令及び規定に基づき労働保険料等を適正に徴収し、交付を受けた金額の限度で、政府に対し当該徴収金を納付する責任があること。〔法第35条〕

また、その他、労働保険関係法令及び規定に基づく帳簿等を備え付け〔法第36条〕、労働保険事務処理規約を整備のうえ、当該規約に基づいた取り扱いを遵守すること。

3 事務組合の認可の取り消し

事務組合が法、労働保険関係法令及び規定に違反したとき、又はその行うべき事務処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認められたときは、事務組合の認可が取り消されること。〔法第33条第4項〕